

佐渡市婚活支援事業イベント補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、近年の少子化の要因となっている晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚のための活動を支援する事業を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、結婚支援を目的とした事業を行う団体で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所等を有し、主として市内で活動を行う団体
- (2) 団体として規約等を有し、独立した経理を行っている団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、交付の対象としない。

- (1) 政治活動若しくは宗教活動を行うことを目的とした団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体
- (2) 前号に掲げる団体が構成団体となっている実行委員会等の団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、独身男女の出会いの場を提供するための交流会等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 20歳以上の独身男女を対象とすること。
- (2) 参加者は20人以上とし、市内に居住する者の数が過半数であること。
- (3) 参加者は男女同数を目標に募集すること。
- (4) 広報活動を通じて一般から広く参加者を募集すること。
- (5) 原則として、市内の施設等を会場とすること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日までに実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 他の制度から補助金等の交付を受けるもの
- (4) 交付決定時において事業に着手しているもの
- (5) 団体内における構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な経費とし、別表に定めるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の3以内の額とし、1回の開催につき10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、1団体につき年度1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、婚活支援事業イベント補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、婚活支援事業イベント補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、代表者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 代表者は、補助金の交付決定を受けた後において、第6条の規定による申請の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに婚活支援事業イベント補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に、必要な書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた代表者は、当該事業完了後速やかに婚活支援事業イベント補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添

付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付は、市長が前条に規定する実績報告書を審査し、適当と認めた場合に行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付申請を行った代表者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 経費区分 | 内容 |
|----------|--------------------------|
| 報償費 | 講師等謝礼（講師の交通費及び弁当代を含む。） |
| 消耗品費 | 事業の実施に必要な物品（景品及び記念品を除く。） |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター及び資料の印刷費 |
| 通信運搬費 | 郵便料、電話料及び運搬料 |
| 手数料 | 振込手数料 |
| 保険料 | 損害保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、物品使用料及び自動車借上料 |